

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
34	母子健康手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南国市は、母子健康手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

南国市長

公表日

令和5年9月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	母子健康手帳の交付に関する事務
②事務の概要	<p>母子保健法に基づき、住民であって、母子手帳交付を申請した妊婦に、母子健康手帳を交付するとともに、交付時に面接した保健師・助産師が、必要な保健指導を行う。</p> <p>特定個人情報は以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">・妊婦の住民票の有無の確認。妊婦一般健康診査票に個人コードを記入。・受診した妊婦一般健康診査の入力に係る事務。 <p>母子手帳交付の申請に関する届出等は、窓口及びサービス検索・電子申請機能で受付し、電子申請のあつたものはマイナポータルのお知らせ機能を用いて受領の連携をし、申請管理システムによって健康管理システムへ取り込む。</p>
③システムの名称	健康管理システム 住民基本台帳システム 住民基本台帳ネットワークシステム 宛名連携システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能 申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名

母子手帳情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番49 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条 母子保健法第15.16条、母子健康法施行規則第7条 「母子健康手帳の作成及び取り扱い要領について」平成3年10月31日児発第922号
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 項番56の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠)第30条	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉センター
②所属長の役職名	所長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒783-0004 高知県南国市大塙甲320番地 南国市保健福祉センター TEL 088-863-7373
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒783-8501 高知県南国市大塙甲2301番地 南国市役所 総務課 TEL 088-880-6551
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 所長 岩原 富美	②所属長 所長 島崎 哲	事後	人事異動後
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数	いつ時点の計測か 平成27年1月31日	いつ時点の計測か 平成29年4月1日	事後	計測時点の更新
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	いつ時点の計測か 平成27年1月31日	いつ時点の計測か 平成29年4月1日	事後	計測時点の更新
平成29年6月20日	I 関連情報 3 個人番号の利用	母子保健法第15.16条、母子健康法施行規則第7条 番号法第9条第1項 別表第一 項番49 「母子健康手帳の作成及び取り扱い要領について」平成3年10月31日児発第922号	番号法第9条第1項 別表第一 項番49 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条 母子保健法第15.16条、母子健康法施行規則第7条	事後	関係主務省令の追記
平成29年6月20日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 項番56の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第30条	事後	関係法及び関係主務省令の追記
平成29年10月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 所長 島崎 哲	②所属長 所長 高橋 元和	事後	人事異動後
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数	いつ時点の計測か 平成29年4月1日	いつ時点の計測か 平成30年4月1日	事後	計測時点の更新
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	いつ時点の計測か 平成29年4月1日	いつ時点の計測か 平成30年4月1日	事後	計測時点の更新
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 所長 高橋 元和	②所属長の役職名 所長	事後	様式変更に合わせた表記変更
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数	いつ時点の計測か 平成30年4月1日	いつ時点の計測か 平成31年4月1日	事後	計測時点の更新
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	いつ時点の計測か 平成30年4月1日	いつ時点の計測か 平成31年4月1日	事後	計測時点の更新
平成31年4月1日	IV リスク対策		(新規項目)	事後	新規項目への記載
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	いつ時点の計測か 平成31年4月1日	いつ時点の計測か 令和2年4月1日	事後	計測時点の更新
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数	いつ時点の計測か 平成31年4月1日	いつ時点の計測か 令和2年4月1日	事後	計測時点の更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	いつ時点の計測か 令和2年4月1日	いつ時点の計測か 令和3年4月1日	事後	計測時点の更新
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数	いつ時点の計測か 令和2年4月1日	いつ時点の計測か 令和3年4月1日	事後	計測時点の更新
令和3年9月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 項番56の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情 報を定める命令 (情報提供の根拠)第30条	番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 項番56の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情 報を定める命令 (情報提供の根拠)第30条	事後	番号法改正に伴う変更
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 令和3年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和4年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 令和3年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和4年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和5年3月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		以下追記 母子手帳交付の申請に関する届出等は、窓口及びサービス検索・電子申請機能で受付し、電子申請のあったものはマイナポータルのお知らせ機能を用いて受領の連携をし、申請管理システムによって健康管理システムへ取り込む。	事後	マイナポータルを介しての電子申請サービスの開始に伴う変更
令和5年3月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		以下追記 サービス検索・電子申請機能 申請管理システム	事後	マイナポータルを介しての電子申請サービスの開始に伴う変更
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 令和4年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和5年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 令和4年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和5年4月1日時点	事後	計測時点の更新